

平成 30 年 第 10 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 10 月 15 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 12 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 13 名
4. 欠席委員数 2 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	欠	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	欠
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

5 番 木津 一秀 6 番 津高 昭基

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 64 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 68 号 現況証明 (非農地証明) について
- (7) 議案第 69 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 13 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。稲刈りの最中でご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。(先月の明日の農政を考える集いは無事盛会のうちに終了することができた。ご協力ありがとうございます。会で出された意見や要望については、今後、市への農政施策の意見要望に反映できるよう検討していきたい。9月末に台風24号と今月上旬に台風25号が襲来した。被害にあわれた方にお見舞い申し上げます。など、時事あいさつ～省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。
(とき：午前9時7分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

5番 木津一秀 委員、6番 津高昭基 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第9回定例総会から本日の平成30年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、本日はそれぞれの報告はないようです。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年10月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成30年10月16日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4ページをお開きください。議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成30年10月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く5ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第63号について、これより質疑を許可します。

4番委員 4番 清田でございます。3ページの番号1番 三重町川辺の●●●●●●●●は、以前に出た件ではないのですか。あまり時間が経っていないのに、もう利用権設定ですか。

農業振興課 すみません、先月より前の資料を持ち合わせておりませんが、これは先月の案件とは、別件で、今回は別の農地の再設定の案件です。

4番委員 前回の分とは別ですね。

農業振興課 はい。別の土地になります。

議長 今の説明で、よろしいでしょうか。

4番委員 はい

議長 それでは、他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

- 議長 次に、議案第 64 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声あり
- 議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 64 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 64 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。
- 議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午前 9 時 22 分)
- 議長 それでは、再開します。
(とき、午前 9 時 23 分)
- 議長 次に議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の 1 案件を 16 番 長野文重 委員にお願いいたします。
- 16 番委員 16 番 三重の長野文重です。
10 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は空き家バンクを利用し、平成 30 年 8 月に譲渡人所有の住宅の売買契約をしました。譲渡人は県外在住で、相続により農地を取得しましたが、農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、8 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が契約した住宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、5 アールとなり指定農地の下限面積の 1 アールを超えています。
また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件について、35 番 後藤敏春 委員にお願いいたします。

35 番委員 35 番 大野の後藤敏春です。

10 月 4 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告します。

なお、番号 2 番及び 3 番の案件については関連がありますので、一括して報告します。

番号 2 番の案件については、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへ、番号 3 番の案件については譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの交換による所有権移転であります。双方の申請者は互いの耕作の利便性等から、昭和 40 年 2 月に農地の交換を行い、これまで耕作をしてきました。今回、農地法の許可を得ておらず、交換登記がされていないことが分かり申請を行ったものです。両案件成立の場合、2 番案件の譲受人の経営面積は、77 アール。3 番案件の譲受人の経営面積は、261 アールとなり、それぞれ下限面積の 40 アールを超えています。

また、両案件ともに、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次、番号 4 番の 1 案件を 43 番 阿南博文 委員にお願いいたします。

43 番委員 犬飼の阿南 博文です。

10 月 5 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、市外在住で、高齢となり後継者もないことから農地の整理を検討し、申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談したところ、譲受人も自作地に近接しており利便性が良い事から売買で話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、464 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 65 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件についてこれより質疑を許可します。

10 番委員 10 番 矢野です。番号 1 番の案件について、譲受人は職業が農業となっているのに農地の経営状況が 0 m²とありますが、どんな農業をしているのですか。

事務局 この案件は、8 月に指定農地に登録された案件です。譲受人の●●●●さんは、空き家バンク事業を通して、譲渡人の家を買っています。譲受人は先ほどの議案第 64 号の農用地利用配分計画のNo4 の借受人の●●●●さんとご夫婦でインキュベーションの卒業生です。配分計画が成立後の 6,314 m²とこの案件の 539 m²と合わせて経営面積が 6,853 m²となる予定です。

議長 今回の事務局の説明で、よろしいでしょうか。

10 番委員 はい、分かりました。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません] の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 65 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 65 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 2 番 三重の後藤綾子です。

10 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、山林・原野に囲まれ、獣害もある耕作に不適な農地でした。平成 9 年 5 月頃、菅生字迫田 378 番に杉 50 本を、昭和 51 年 4 月頃、百枝字群後 2352 番にヒノキ 80 本、2354 番にヒノキ 30 本、2355 番にヒノキ 150 本を植林し、これまで山林として管理してきました。今回申請が必要なのがわかり、是正のため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号 2 番から番号 4 番までの 3 案件について、3 番 田島 茂 委員にお願いいたします。

3 番委員

緒方の田島茂です。

10月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、高齢で農地の管理が困難なため、景観用の樹木を植樹したいと計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、面積の都合で断念していたところ、申請地が自宅にも近く、面積も適当であったことから、平成18年6月頃に植樹し、これまで管理してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、自宅に駐車スペース及び倉庫が不足していたため、駐車場と倉庫を整備したいと計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、面積不足により断念していたところ、申請地が自宅にも近く、面積も適当であったことから、平成19年6月頃に車庫兼倉庫を整備し、これまで利用してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、相続により申請地等を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であり、申請地に隣接する緒方町野尻字迫841番1の空き家を売却する話を進めており、申請地も併せて売却したいと考えました。申請地の一部は、申請者の母が転用許可を受けないまま、昭和62年10月頃に車庫を建築しました。また、駐車場が少ないため、駐車場拡張を含めた宅地拡張用地として整備する計画を立てた際、転用の許可が必要な事が分かり、無断転用の是正及び追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第66号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

5 番委員

5番 木津です。転用する目的で、今までもそうですが、許可が必要なのがわかり、是正するために申請するという表現が多く、毎回出てくるのですが、以前からも感じていましたが農地法を守らずに転用しているケースは市内でかなり多いと思われます。今回、わざわざ是正のための申請をしているのには理由があるのですか。例えば、事務局が指導をして申請をさせているとか。市内には隠れた事案が多いと思いますが、我々農業委員はどう対応したらいいのですか。今回の場合は、自主的な申請なのか、行政からの指導なのか、どちらですか。

議長 どうやって、今回の申請があがってきたのかの説明を事務局してください。

事務局 今回もですが、ほとんどの場合、追認で是正のための申請をしている方は、新たに3条で農地の取得をしたいが違反転用があるために申請が出来ないので是正をすとか、植林する、庭を整備する、駐車場を整備すとかの転用申請をしたいが違反転用があるため、まずは、農家台帳上の違反転用部分を是正してからでないとな本来の目的の申請が出来ないために、このような案件が出てきます。

5番委員 農地を買いいたいとか、転用したいとか、申請があった場合に違反が発覚するという事ですか。

事務局 そうです。相談に来た時に、農家台帳の確認をしますし、現地調査にも行きますので、その際に分かるケースがほとんどです。是正をしないと、本来の目的を達成するための申請が出来ないので。そういう意味では、自主的な申請です。

議長 相続や贈与の時に分かるケースもあるでしょうね。

5番委員 本人は、分からない人も多いただろうし、自分の土地だから罪悪感とか無いし。

議長 そうですね、自分の土地を自分が、という意識があるから。こういう追認のケースは、これからも出てくるでしょうね。木津委員、よろしいでしょうか。

5番委員 はい

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 それでは、質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第66号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第66号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。併せて

お手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の 1 案件を 2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 2 番 三重の後藤綾子です。

10 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、三重町内の借家で妻と子供の 3 名で生活していますが、子供の成長を考え、三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 5 番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5 番委員 犬飼の木津一秀です。

10 月 5 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、この案件は、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●●●さんへの所有権の移転に伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は自動車整備工場を経営していますが、工場の拡張に伴い、敷地内の駐車場が不足することから駐車場用地を探していました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いがつかず、やむを得ず工場に近接する当該地の所有者に相談しました。譲渡人は、周囲が原野化し獣害が多く営農条件的に良くない農地であることから売買で話がまとまり今回申請するものです。なお、転用工事完成後に、自身が経営する自動車整備工場の大久技工株式会社に貸与します。審査の結果、許可基準の農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請に係る農地に代えて周辺他の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 67 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 67 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第 67 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、議案第 68 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 68 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の 1 案件について、3 番 田島 茂 委員にお願いいたします。
- 3 番委員 緒方の田島茂です。
10 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件については、申請者●●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、申請者の父が脳出血で作業が出来なくなり、10 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地は山際に位置する条件の悪い農地であり、隣接する農地や農道への影響も認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。
- 議長 次に、番号 2 番から番号 4 番までの 3 案件を 10 番 矢野源平 委員にお願いいたします。
- 10 番委員 朝地の矢野源平です。
10 月 5 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、水はけが悪く、耕作が困難であったことから、10 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に番号 3 番の案件については、申請者 ●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、水はけが悪く、耕作が困難であったことから、10 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に番号 4 番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、元々山際の狭小な農地であったが、周囲が原野化したため、20 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 68 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 68 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 68 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 68 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 69 号 空き家に付随した農地の指定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 5 ページをご覧ください。

「議案第 69 号 空き家に付随した農地の指定について」

（議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 69 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 69 号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。

これをもちまして、平成 30 年第 10 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午前 10 時 12 分)

議事録署名委員 5 番委員

不津一香

"

6 番委員

津高昭基